

令和4年度 岡谷市議会 議会基本条例目的達成状況検証結果

※検証結果・・・18名の議員が各項目の取り組み状況を5段階で評価した点数を記載

(5点：良好に取り組みがされた。 4点：まずまずの取り組みがされた。 3点：取り組みはされた。 2点：取り組み不足であった。 1点：全く取り組みがされなかった。)

条 文	主 な 取 り 組 み 状 況 〔 ○…単独項目での取り組み・◎…重複項目での取り組み 〕	(※) 検証結果	検証での議員からの意見、今後の対応
(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議決機関としての岡谷市議会（以下「議会」という。）及び市民に選ばれた岡谷市議会議員（以下「議員」という。）の責務並びに活動原則等を明らかにし、その議会機能を発揮することにより市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。		検証外項目	
(議会の責務及び活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。 (2) 議会は、分かりやすい議会運営に努めるとともに、市政の議決機関として多様な手段により説明責任を果たし、市民に開かれた議会を目指すこと。 (3) 議会は、政策立案及び政策提言により、住民意見の市政への反映に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営について監視及び評価を行うこと。 (4) 議会は、時代の変化に対応した議会改革の推進に継続的に取り組むこと。	◎政務活動費の収支報告書、政務活動費内訳書、会派活動内容を議会ホームページにて公開（7月） ◎議会だよりの発行（4、7、10、1月） ◎議会ホームページによる情報発信 (議会の概要、開催日程・結果、議会改革、各種報告、会議録、一般質問の録画放送他) ○一般質問傍聴者への通告書配布 ◎委員会傍聴者への資料配布 ◎一般質問通告書への要旨記載事項 ◎議会報告会開催 ・10/5（水）～10/7（金）常任委員会ごと開催（詳細は第8条に記載） ◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止） ◎常任委員会でテーマを定め政策提言に向けた取り組みを実施し政策提言を提出（詳細は第15条に記載） ◎定例会、臨時会の議案審議、一般質問における政策提案及び評価 (9月定例会では決算審査により委員会からの要望等) ◎議会改革検討委員会の開催（6回） (5/24、7/8、8/26、11/11、2/10、3/29) ◎関係機関への意見書等の提出	平均 3.8 (3.9) 最高 4 (5) 最低 3 (3)	○コロナ過ではあったが、できる限り市民との交流や、意見交換を実施することができた。 ○数年にわたり、各年齢層との意見交換ができたことも大きな成果であると考える。 ○コロナ禍であっても、工夫をして少しでも議会活動を前に進めようとした努力は評価している。 ○市民に信頼される議会を目指して、政務活動費の収支報告書、政務活動費内訳書を議会ホームページにて公開している。 ○議会だよりを予定通り発行しており、内容的にも市民が見易く、且つ、興味を持ってもらえる内容を盛り込んで内容充実に向けて取り組んでいる。 ○今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会が開催できなかった。 ○二回目となる政策提言も各常任委員会において、積極的に取組まれた。今後は、この活動の継続と共に、提言した内容が実際に政策に活かされていくのか等のフォローアップ的な検証が必要。 ○議会改革検討委員会も都度開催され、課題とその解決に向けた検討がされているが、議員の全員一致が原則になっているが、今後、この原則の見直しも必要なのではないか。 ○議会だよりにについては、見出しや写真の配置の工夫により議会活動を知っていただく機会につながった。 ○コロナ禍により団体との懇談会ができなかった ○アンケート結果の分析と今後への対応について、情報交換が必要であり、活用についても検討する。 ○概ね良かったと思う。 ○議会だよりは一般質問を横に載せるように工夫したり、議員の取材があったり、市民に身近に感じられるように工夫してい

			る。 ○議会報告会では政策テーマを主題として市民の意見を幅広く聴取している。 ○議会改革として優先順に討議し、議員の長期休みに対しての条例が制定できたことは今後、活動が続けていく議員にとって安心な事である。 ○議会の広場の充実、政策提言に向けた市民意見聴取。議会改革についても一定の取り組みがされた。 ○前回に引き続き政策提言の提出が出来たことは良かった。継続して取り組んでいきたい。 ○議会改革は、検討できないまま終わったテーマがありました。何故、4年の任期中に一通りの検討が出来なかったのか。進め方に課題があったと思う。 ○コロナ禍ではあったが、若者世代との懇談ができてよかった。 ○今後の対応：議会報告会とは別に、議会を身近に感じてもらえるよう、団体との懇談・意見交換会を企画してほしい。 ○政策提言の取り組みは。3常任委員会とも熱心に行われ、良い政策提言書が提出されたと思う。 ○議会報告会のPRが前回より少なかったのでは？ ○政策提言は、議会の活性化のみならず、議会報告会を利用しテーマについて市民とも意見交換できたことで、市民と議会の在り方も少しずつ変わってきていると思う。 ○議会改革検討委員会でおこなった松本市議会への視察は大変勉強になった。今後に生かしたい。
（議員の責務及び活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。 （1）議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 （2）議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、自らの考えや議会活動について市民への説明責任を果たすこと。 （3）議員は、法令等を遵守し、調査及び研究を通じて自らの資質を高めるための研鑽に努めること。 （4）議員は、特定の地域、団体等に捉われず、全市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展を目指して活動すること。	◎常任委員会でテーマを定め政策提言に向けた取り組みを実施し政策提言を提出（詳細は第15条に記載） ○議員個人での市政報告会の開催 ○住民等から提出された陳情等を回覧して、陳情趣旨を議員間で共有 ◎議会報告会開催 10/5（水）～10/7（金）常任委員会ごと開催（詳細は第8条に記載） ◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止） ◎会派等による行政視察、学習会の実施（第5条関連） ◎諏訪ブロック3市議会議員研修会（1/18）（詳細は第16条に記載） ○議会内に岡谷市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟（以下「林活議連」）の設置、役員会 ○林活議連による研修会と現地視察 ・9/1 森林・林業・林産業活性化促進議員連盟長野県連絡会議令和4年度総会参加 ホクト文化ホール（研修会「ウッドショックと今後の地域林業のあり方」）	平均 3.5 (3.5) 最高 4 (5) 最低 3 (3)	○必要に応じて、全議員、あるいは関係議員において意見交換の場はしっかりと行われていたと考える。 ○今後は、幅広い課題に対して意見交換ができればより評価は上がると思う。 ○コロナ禍でありましたが、個人としての議会活動報告会などは開催できなかったことは反省している。 ○3 団体懇談会同様に議員個人による市政報告会が思う様には開催できなかった。 ○林活議連の視察・研修はいずれも大変興味深いものだった。 ○議員個人での市政報告会は。コロナ禍でできなかったが、議員の後援会会報や Facebook、HP 等を活用して、市民に向けた情報発信が出来た。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で制限された環境においても、コロナ対策等に注意しながら、議員活動を行なった。 ○常任委員会を中心に作り上げる政策提言も2回行うことができた。

	・4/28 研修会「県産材の利用と地域づくり」 ・7/13 信州F パワープロジェクト視察 ・2/6 研修会「岡谷市森林経営管理事業のモデル林班の状況について ○一部事務組合議会等の議会報告（全員協議会）（4/5、2/6）		○森林・林業・林産業活性化促進議員連盟では、コロナ禍の感染状況を見ながら活動することができた。現地視察、研修会等林業における地域課題の把握につながられた。 ○（6 ページにも記載有）記載場所・方法の見直しが必要 ○コロナ禍で個人的な市政報告会、議会としての懇談会ができなかったことから、4 としたが、政策提言を予定通り提出できたことは標記できる。 ○市政報告会がコロナ禍で開催できず。 ○政策提言にむけてはしっかり、取り組めた。 ○委員会活動を問うして市民の声を聞き、一般質問につながっている。 ○前回に引き続き各委員会ごとに政策提言書を作成、市議会として提出が出来たことは良かった。継続して取り組んでいきたい。 ○所属会派の活動は年間計画に沿って出来たと思う。他会派の活動は分からないので評価はできない。 ○林活議連の活動は、内容があり毎回勉強になる。 ○第一項で「議員相互の自由な討議を重んじること」とあり、非常に大切な部分であるので、安易に会派ごと意見を集約するのではなく全員協議会、議会改革検討委員会で18名で議員間討議が行われることが望ましいと思う。 ○第3項に「議員は法令を遵守し…」とあるからには、地方自治法を遵守する必要があると思うが、個々の理解度に差があることから全体的な底上げは必要と思う。 ○今後の対応：「議員相互の自由な討議」は継続課題であり、各議員の発言の意図・背景を共有し理解する姿勢で議論を深め、合意形成につなげる必要性を感じた。 ○市民の平和への願いに背を向けた結果になった事は残念。 ○個人としての活動は、コロナによる自粛部分もあったが、その中であってもできる限り多様な意見を把握する機会を持った。 ○様々な委員会や協議会などあるが、合議し合意形成することの難しさを改めて感じている。 ○資質を高めるために様々な機会を捉えて研鑽に努めた。
（議員の政治倫理） 第4条 議員は、常に市民の代表であることを認識し、市民の信頼及び負託に的確に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。	○議会だよりへ寄付行為禁止記事の掲載（R4. 1/25 R5. 4/25 発行分） ◎政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費の内訳書を議会ホームページにて公開（7月）	平均 3.9 (4.2) 最高 5	○政務活動費も効率的かつ重要案件の調査などに使わせていただき、収支報告書においてもしっかりと作成・提出をしていた だき、市民への公開もできていることを考えればよい評価ではないかと考える。 ○議員報酬の減額条例を策定し、議員活動に対する報酬の減額の適用について明確化した。 ○議会だよりにおける寄付行為の禁止記事の掲載ができた。

		(5) 最低 3 (3)	○※ホームページ確認済 ○特になし。
(会派) 第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、基本的な理念を共有する議員により会派を結成することができる。 2 会派は、構成する議員の意思を尊重し、その活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究、市政課題に関する情報収集及び議員活動に必要な研修等を行うものとする。 3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間において調整を行い、合意形成に努めるものとする。	○4会派（正副議長室含まず）R3年5月～ 令明おかや6名、おかや未来研究室5名、日本共産党岡谷市議団3名、 会派やまびこ2名 ◎各会派による議案勉強会（6・7・8・11・2月） ◎各会派による市理事者との情報交換（6・8・11・2月） ○会派内における定期的な情報交換 ◎各会派による行政視察・現地視察の実施 ・令明おかや（7/11 県内視察、10/12～14 静岡方面視察） ・おかや未来研究室（7/27 県内視察、10/11～10/14 九州方面視察） ・やまびこ（10/11～10/14 九州方面視察） ○各会派予算要望 ○各派交渉会の開催（6/17、6/20、9/21、9/26、3/9） ○会派代表者会議の開催 （5/1、5/31、6/17、7/25、7/29、8/5、11/7、11/11、12/21、1/13）	平均 3.8 (3.9) 最高 5 (5) 最低 2 (3)	○会派構成は自由であるため、いろいろな思想のある方の集まりでもよいが、最終的にしっかりとまとめたいただくことが重要と考える。 ○今任期最終議会において、減額条例も全議員にご理解をいただき条例が制定できたことは非常に大きなチーム力であったと考える。 ○会派の在り方を含め、会派活動をしっかり考えて見直すことができた。 ○議案勉強会、理事者懇談など短時間ながら有意義な時間となった。 ○コロナの感染状況を見ながら感染防止対策を講じ積極的な会派による行政視察が決行できた。 ○全協や議会改革検討委員会の協議の延長に伴う会派代表者会議、また更に本会に戻す際に意見の調整がスムーズでないケースが見られたように思う。意見の統一や各会派の意思疎通等、一定のルールや進め方の検討が今後必要かと考える。 ○会派の活動や、議員としての様々な活動を Facebook や HP 等のソーシャルメディアを介して市民への情報発信を行なった。 ○会派の活動を広く市民に知ってもらうためにチラシを作成して新聞への折込み(7,700部)と市民への配布(4,300部)をした。 ○会派の定例化やその他の機会においても、多様なテーマに関する意見交換は頻繁に行われており、また、合意形成に向けた意見交換や取り組みを積極的に行った。 ○会派による予算要望を毎年、行なっており、意見書等もタイムリーに提出している。 ○会派合同の行政視察、研修を積極的に行った。 ○会派代表者会議開催趣旨（会の目的）の明確化が必要（議会改革検討委員会、全協の検討課題なのか） ○会派の勉強会はオンラインによるものが多くなっている。 行政視察はできずにいる。 ○所属会派の活動は年間計画に沿って出来たと思う。 ○他会派の活動は分からないので評価はできない。 ○会派代表者会議が機能していたかどうかは不明。 ○会派は「基本的な理念を共有する議員により会派を結成する

			ことができる」とあり、そのことに対し以前局長から発言があったが、全く異なる政治理念、政治信条の議員が会派を組むことは言語道断である。単純な数合わせならば本条例を改正すべきであると思う。 ○会派には正副議長は含まれるはずもないが、出身会派の部屋に入り浸るということが見受けられ、正副議長として非常に軽率であり、公平性、公正性に欠けていると思われる。 ○今後の対応：３項の会派間の調整について、対立は押さえ込まず会派としての意見については、意図・背景を共有し理解する姿勢で議論を深め、合意形成につなげてほしいと思う。 ○積極的に活動ができた。
（危機管理） 第 6 条 議会は、災害等の発生に際し、岡谷市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるときは、岡谷市議会災害対策支援連絡会議を設置するとともに、市長等と連携協力し、情報の受発信並びに必要な措置及び対応について協議するものとする。 2 岡谷市議会災害対策支援連絡会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。	○岡谷市議会災害対策支援連絡会議の非常通信及び安否確認訓練（10/30）サイボウズによる ○3/29 岡谷市議会災害対策支援連絡会議設置要領を見直し「岡谷市議会災害等対策支援連絡本部設置要領」とした	平均 3.9 (3.3) 最高 5 (5) 最低 3 (2)	○特に発動する機会はなかったが、より効率的に機能するように設置要綱の要綱を数点修正を加えたことは今後生きる準備ができてよかったと考える。 ○既存の岡谷市議会災害対策支援連絡会議の見直しができたことは評価できる。 ○連絡会議設置要綱が見直され新たな連絡本部設置要綱にできたことは前進と考える。 ○サイボウズによる非常通信及び安否確認訓練はまだまだ必要と考える。 ○災害時の対応に向けて、ICT 化や条例の改定等を行なうことで、災害時のオンライン委員会等の開催に向けた仕組みづくりを行なった。 ○「岡谷市議会災害等対策支援連絡本部設置要領」の見直し設置ができた。 ○災害対策に対して、大幅な見直しと改定が必要（基本条例改定） ○（先進地事例多数あり：会津若松市、大津市他） ○概ね良しとする。 ○災害がなく、対策本部の設置はなかったが、要綱の見直しにより、いつでも準備ができる。 見直しが行われた。 ○サイボウズによる安否確認は使いにくさがあった。サイボウズの機能が安否確認に適しているのかは疑問。検討が必要。 ○岡谷市議会災害対策支援連絡会議設置要領の見直しが出来たことは良かった。 ○「岡谷市議会災害対策支援連絡会議設置要領」の改訂ができた点を評価している。 ○今後の対応： 議会 BCP 策定について着手できなかったが、策定に向けた調査研究のスタートをすべき。 災害時でも議会

			機能を維持するとう考え方を追記する必要性はないのか。（全国的にはごく一部の自治体で実施）。 ○課題だった危機管理の改善につながるよう、協議を重ね要領の見直しができ前進できたと思う。
（市民参加及び市民との連携） 第7条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映させるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会その他の会議について、公開するよう努めるものとする。 3 議会は、専門的な意見及び識見を議案審議等に反映するため、公聴会及び参考人制度の活用にも努めるものとする。 4 議会は、委員会における請願又は陳情の審査に際し、提出者から意見陳述の申し出があったときは、特別の事由がない限り、意見を聴く機会を設けるものとする。 5 前項の規定による意見陳述の方法等は、別に定める。	○第2回（6月）定例会本会議傍聴者（0名） ○第3回（7月）臨時会本会議傍聴者（0名） ○第4回（9月）定例会本会議傍聴者（8名） ○第5回（12月）定例会本会議傍聴者（6名） ○第1回（3月）定例会本会議傍聴者（15名） ◎議会報告会開催 10/5（水）～10/7（金）（第8条関連） ◎連壮、連婦、高齢者クラブとの懇談会（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止） ◎常任委員会の各種団体との懇談（第19条関連） ○請願者及び陳情者からの意見陳述実施 （6/22：総務委員会3件）（6/22 12/13：社会委員会4件）（9/15：産業建設委員会3件）	平均 2.9 (3.1) 最高 4 (5) 最低 2 (3)	○常に市民参加の機会や方法について模索してきたが、これといった成果には結びついていないと考える。 ○議会側から出向く機会はかなり増えては来ていますが、市民の皆様が足を運んでいただけることを検討していく必要があると考えます。もっと議員が身近になり、市民の要望に応えることが近道かと思う。 ○市民の議会活動参画機会の確保に関しては、時代の変化に合わせて根本から議論していく必要があると考える。 ○新型コロナウイルス感染症の影響による制約下で、市民の議会や市政に向けた関心の低さを改善していくための働きかけが充分であったと言い難い部分があった。 ○判定基準：0～5＝1、6～9＝2、10～14＝3、15～19＝4、20～＝5、 議員個々の伝達努力不足 ○議場での傍聴者は少ないがシルキーチャンネルにて傍聴している市民は多数いる。 ○議会報告会を通じて市民が参画する機会になっている。 3団体との懇談会が中止になったことは残念。 ○常任委員会の各種団体との懇談会が出来たことは良かった。 ○コロナ禍での制約はあったが取組みがされた。 ○今後の対応： 市民との意見会開催を活発化すべき。 議会モニター、議会だよりモニター等の制度導入について、議会改革検討項目の上位にあげる必要がある。 3項「公聴会及び参考人制度の活用にも努める」については、条例制定後に具体的な取組みができていないので、課題とすべき。 ○傍聴者があまりにも少ない。もっと多くなる工夫が必要。
（議会広報広聴の充実） 第8条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう、議会活動に関する情報を多様な手段を用いて積極的に公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会広報広聴委員会を設置するものとする。 3 議会は、議会活動の報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上開催しなければならない。	◎議会だよりの発行（4、7、10、1月） ◎議会ホームページによる情報発信 （議会の概要、開催日程・結果、議会改革、各種報告、会議録、一般質問の録画放送他） ○行政チャンネルによる一般質問のテレビ放送 ○庁舎1階ロビーでの議会本会議テレビ放送 ○議会広報広聴委員会の開催（20回） ◎議会報告会～議員と井戸端会議～常任委員会ごと（総参加者数59名） 総務委員会 10/7（金）14:00～・19:00～カルチャーセンター 社会委員会 10/6（木）10:00～諏訪湖ハイッ 14:00～カルチャーセンター	平均 4.1 (4.2) 最高 5 (5) 最低 3	○ホームページによる情報発信を始め、フェイスブックも開始し、議会報も安定した市民への情報ツールとして欠かせないものとなってきていると考える。 ○今後についても時代に即して配信を常に検討していくことが重要と考える。 ○議会だより作成の取り組みは評価する。 ○市民の議会活動参画機会の確保に関しては、時代の変化に合わせて根本から議論していく必要があると考える。 ○議会だよりに関しては、広報広聴委員会メンバーでアイデアを出し合い、委員外議員からもアドバイスいただきながら、大変内容のあるものが発行できたと思う。

4 議会広報広聴委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。	産業建設委員会 10/5 14:00～・19:00～カルチャーセンター ◎輝く子育て支援学級講座 ・7/20 湊公民館（5名） ・10/20 川岸公民館（5名）	(3) ○一般質問の録画放送や動画配信は議会の見える化への第1歩と考えるが、更に踏み込んだ周知が必要と考える。 ○3 団体懇談会は残念ながら中止となったが、議会報告会はコロナ禍の中、工夫を凝らして開催できた。 ○議会報告会の開催時間帯や会場選び、周知方法などまだまだ検討の余地はあるかと考える。 ○議会だよりは都度発行されて、議会活動をわかり易く市民に伝えられる様に工夫がなされているが、SNSを活用した情報発信やその他の手段による情報発信が未だ一般的になっておらず、今後の課題となっている。 ○議会だよりの充実の他、新たに公民館講座に取り上げていただき、市民意見の聴取する機会をつくることができました。 ○毎号友人知人に配り、評価を議会事務局へ意見依頼している議会だよりモニターを提案する。(誰になってもらう、何人等多くの検討が必要) ○市民への周知方法と、検証方法の検討が必要 ○議会側から市民の中に出ていく。区への働きかけなど必要 ○ホームページや議会だより QR コードなどの活用により、幅広い市民と情報共有ができています。 ○議会だよりの発行は、広報広聴委員会の活動により順調に発行が出来た。広報広聴委員以外が意見を述べる場があまりなかったので検討して欲しい。 ○議会報告会と井戸端会議を一緒にするのは無理があった。参加者から、報告会なら議会の報告をもっと聞きたいという声が複数あった。 ○輝く子育て支援学級講座の参加は良かった。 ○議会の広報と広聴は分けて取り組んだ方が良いのではないかと。今後の検討が必要。 ○広報活動として議会だよりを発行しているが、本来の目的は議会側の発信が非常に重要であると思われる。最近の物は広報おかやに近く市民を題材にしたものが多いと思うので、議会の発信をメインに行っていただきたい。また、一般質問の空きページになんでも掲載しているが、一般質問を掲載するとして予算取りをしたと思いますので、使い方の検討が必要だと思う。 ○精力的に広報広聴委員会を開催し、検討を重ねた点を評価したい。 ○今後の対応： 広聴機能の充実が長年の懸案であり、第7条と同様。議会モニター、議会だよりモニター等の制度を議会改革検討項目の優先順位を再検討したらどうか。 「議会ホームページによる情報発信」は重要であるが故に、ホームページのデザインや最新情報の発信等について、継続して検討する必要
--	---	---

			がある。 広報おかやとの内容的なすみ分けについて検証し、 その中で、限られた誌面だが市民の議会に対する声を掲載できないか検討したらどうか。 ○広報広聴委員の活動は、本当に頭が下がる。 ○子育て支援学級講座の皆さんとの懇談は、議会を知ってもら う大変良い機会だった。若い親御さんが抱えている課題をご本 人たちが声にだして訴えることができる機会になるよう回数を 重ねたい。
（議案に対する表決結果の公表） 第 9 条 議会は、全ての議案に対する各議員の表決結果を、原則公表する。	◎議会だよりの発行（4、7、10、1 月）及び議会ホームページで公表	検証外項目	
（市長等との関係） 第 1 0 条 議会は、二元代表制のもと、市長等と相互の立場及び機能の 違いを認識しながら、緊張ある関係の保持に努めなければならない。 2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、論点及び争点を明確にする ため、一問一答方式で行うものとする。 3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得 て、議員からの質疑及び質問に対して論点を明確にするため趣旨確認 の発言をすることができる。 4 前項の趣旨確認の発言に関し必要な事項は、別に定める。	◎一般質問通告書への要旨記載事項 ◎市民に分かりやすい一般質問の方法について検討を行った	平均 3.1 (3.2) 最高 4 (5) 最低 1 (1)	○政策提言の提出をはじめ、いろいろな場面で要望をあげさせ ていただいている。が今後については市長との懇談を開くなど 議員の意見を聞いていただくあるいは市長の想いを話しても らえるような機会ができれば素晴らしいと考える。 ○一般質問の方法の検討については結論出せなかったのが残念 だった。 ○一般質問の方法については、議会側提案に対して、市側との 調整が進まずに棚上げ状態になっている。 ○一般質問の課題は継続している ○一般質問の方法については分かりやすいように工夫してい る。 ○一般質問通告は、担当職員によっては質問の要旨が正確に伝 わらない場合があった。また、聞き取りが苦手な職員もいたよ うに思う。今後、職員から議員へ、文面による質問要旨の確認 が必要だと思う。 ○一般質問の方法についての検討は、市側の理解が得られず残 念な結果になった。市側がどこまで関与できるものなのか、2 元代表制の観点から専門家による検証が必要と思う。 ○一問一答方式の一般質問の検討は行ったが結論に至らなかった ので、さらなる検討が必要と思われる。 ○一般質問のあり方については、議論が深まらず合意形成に至 らなかった。 ○今後の対応：議会として、継続検討する必要がある。 ○一般質問において、一問一答方式の特性が生かされていない 一般質問が見受けられた。
（監視機能） 第 1 1 条 議会は、市長等の行政運営が、適正かつ効果的に行われてい るか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるもの とする。	○定例会、臨時会での議案審議、一般質問等 ○常任委員会、全員協議会、特別委員会等での案件等への質疑 ○9 月定例会における決算審査、決算特別委員会からの要望	平均 3.5 (3.5) 最高	○チェック機能は果たされているものとする。 ○決算審査における要望や意見が次年度予算にどの様に活かさ れたか、よくわからない。また、専決議案も多く、特に予算に 関連した議案は通年議会の可能性も含めて検討が必要。 ○チェック機能としての役割は充分ではない。

		5 (5) 最低 2 (2)	○質疑が少ないように思う。 ○特になし。 ○決算議会と予算議会のつながりをもっと考えられるようにしなければならない。
(説明及び資料請求) 第 1 2 条 議会は、市長が提案する議案の審議に当たって、必要な事項を明確に分かりやすく説明すること及び必要な資料を求めることができる。 2 議員は、市政の調査研究等のため、必要に応じて市長等に対し、行政運営に関する説明及び必要な資料を求めることができる。	○9 月定例会における決算特別委員会審査での資料要求 ◎各会派による議案勉強会 (6・7・8・11・2 月) ◎各会派による市理事者との情報交換 (6・8・11・2 月) ◎各会派による勉強会等 (第 5 条関連)	平均 3.6 (3.6) 最高 5 (5) 最低 2 (3)	○いろいろな場面で慎重審議することはできていると考えます。 課題としては、現地に足を運び目で見確認することも重要と考える。 ○市側からの審議議案や予算議案等の提出が遅く、事前に十分に検討する時間が議会側に与えられておらず、市側と会派との勉強会や情報交換の場も時間的に充分ではなかった。今後、より頻繁に行なえる環境づくりが必要。 ○資料及び議案勉強会は確実にできている。 ○特になし。
(議会の議決事件) 第 1 3 条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法第 9 6 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件について効果的に活用するよう努めるものとする。 2 前項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。	○基本構想の策定、変更、又は廃止については議会の議決事件とする。 (岡谷市総合計画の策定に関する条例 H30. 2. 20 決定)	平均 2.9 (3.2) 最高 5 (5) 最低 1 (1)	○市が企画する各基本構想について議会として初期段階から参画して検討する仕組みになっていない。構想の早い段階から策定に参画できる仕組みが必要。 ○該当事件なしと判断。
(政策立案機能) 第 1 4 条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の提案及び議案の修正等により、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	◎定例会、臨時会の議案審議、一般質問における政策提案 ◎常任委員会でテーマを定め政策提言に向けた取り組みを実施し政策提言を提出 (詳細は第 15 条に記載) ◎関係機関への意見書等の提出 ○岡谷市委員会条例の一部を改正する条例 (議案 67 号オンライン委員会の実施) ○岡谷市議会の個人情報の保護に関する条例 (議案第 35 号) ○岡谷市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議案第 36 号) 長期休暇に伴う報酬減額	平均 4.4 (3.9) 最高 5 (5) 最低 4	○いろいろな場面で提案はされているものと考えます。政策提言以外でも会派や議員として意見書等活発に作成提出することも今後の課題であると考えます。 ○政策提言作成の過程で、よい多く学ぶことができたことは評価できた。 ○オンライン委員会の実施規定、長期休暇に伴う報酬減額の条例を制定できた。 ○会派による政策検討や市民との意見交換を通じて得た政策提案を定例会の一般質問等で行なってきたが、提案に関する市側の対応や、その後のフォローアップについては、今後、検討が

		(3)	必要。 ○各条例の改正や制定もタイムリーに対応できたが、条例の改定や策定に向けた手順に関しては、今後検討が必要なのではないかと。 (議員の総意を前提としていいのかどうかの検討が必要) ○各条例ができ、今後の議会活動が拡大できた。 ○政策提言書の提出を委員会活動の柱にして活発に動いている。 ○前回に引き続き、各委員会ごとに政策提言書を作成し、市議会として提出が出来たことは良かった。継続して取り組んでいきたい。 ○常任委員会ごとの政策提言書を市長に提出できたことは高く評価できる。 ○会派としても意見書の提出を行えたことは積極的な政策立案機能が発揮できたと思う。 ○政策提言に向けて、各委員会が精力的に取り組んだ。また、条例制定も同様。 ○国、県へ積極的に意見書を提出した点を評価した。 ○条例については、それぞれ早めに動くことができ今任期中に可決できてよかった。
(政策討論会議) 第15条 議会は、市政の重要な政策及び課題等に対して、議員間での共通認識を深めるとともに、市長等への政策提言及び政策提案を行うため、政策討論会議を開催することができる。 2 政策討論会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。	◎常任委員会でテーマを定め政策提言に向けた取り組みを実施し政策提言を提出 (12/22) 【テーマ】 総務委員会：スポーツによる地域元気計画【誰もがスポーツに親しみ楽しむ、そして感動するまちへ】 社会委員会：こころとからだの健康づくり 産業建設委員会：岡谷市の産業活性化～農業・林業・商業の課題解決と新しい産業拠点～ ○政策提言説明会 (2/6)	平均 4.1 (3.4) 最高 5 (5) 最低 3 (2)	○議会基本条例に定めてある2回の政策提言を行うことができた。色々な場面において研究を重ねより充実した提言内容ができたと考えているし、職員の皆様に対し説明し回答を頂くことができたことも大きな前進と考える。 ○2年弱かけて2回目の政策提言書の提出をすることができた。合わせて所管の部課署に説明会を開くことができたのは良かったが、やはりある程度の検討・実施結果の進捗は欲しいと感じる。 ○二回目となる政策提言も各常任委員会で積極的に行なわれた。今後は、この活動の継続と共に、提言した内容が実際に政策に活かされていくのか等のフォローアップ的な検証が必要。 ○オンライン委員会に関わる条例等、コロナ禍による不測の事態が怒ることを想定した取り組みができた。 ○政策討論を通して各委員会の活動状況がわかり、勉強になる。 ○政策提言についての政策討論会議は、素案が出来た2年目に行っているが、1年目に、テーマについて全員で議論する会議を政策討論会議と位置付けても良いのではないかなと思う。 ○一通り実施できたが、内容や進め方には検討の余地を感じた。 ○今後の対応：政策討論会議の開催をしたが、早い段階での情報交換が必要だと思うと同時に、会議の進め方が難しいと思った。

			○提出後、担当部局との話し合いもでき、より詳細な説明をおこなうことができた。
（議員研修の充実） 第 1 6 条 議会は、議員の資質向上並びに政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。	◎諏訪ブロック 3 市議会議員研修会（1/18）茅野市 講演「議員の資質向上と議会運営」 講師 自治体議会研究所代表 高沖 秀宣 氏 ◎議会改革勉強会（1/19）松本市議会	平均 3.8 (3.0) 最高 5 (4) 最低 3 (2)	○コロナ過ではありましたが、しっかりと研修ができた。 ○議会の在り方を再考できました。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を観ながら開催した。 ○数年ぶりの開催ができた。内容も資質向上につながるテーマで参考になった。 ○コロナ禍であり、不十分 ○松本市議会の議会改革の取り組みは大変参考になった。今後も、県内各市議会との勉強会を希望したい。 ○講演会の内容は議会基本条例見直しのきっかけとなった。 ○今後の対応：他市議会との交流は、極力早い時期に行い議会運営に生かす必要がある。
（専門的知見の活用） 第 1 7 条 議会は、負託された責務を果たすため、専門的知識を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。	◎諏訪ブロック 3 市議会議員研修会（1/18）（詳細は第 16 条に記載） ◎林活議連による研修会と現地視察（第 3 条参照） ○全国市議会議長会（高速自動車道市議会協議会、自治体病院経営都市議会協議会）	平均 3.4 (3.0) 最高 5 (4) 最低 2 (2)	○研修会において専門的知識を頂くことはできましたが、議会としてまた個人として、専門的知識のある方との関係性を持つことも今後の課題であるとする。 ○議会の中で、専門的な見地の活用が充分であるとは言えない。 今後、議会や議案内容が複雑、専門化するに伴い、専門的知識を活用していく仕組みづくりの検討が早急に必要。 ○研修会へ参加することにより、いろんな分野の勉強ができる。 ○積極的な活用のための予算等検討が必要と思う。 ○専門的知見の積極的活用の余地があった。 ○今後の対応：講演会だけでなく、いかに専門的知識を活用するか検討する必要がある。
（交流及び連携の推進） 第 1 8 条 議会は、その機能強化に資する調査研究のため、他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図るものとする。	◎諏訪ブロック 3 市議会議員研修会（1/18）（詳細は第 16 条に記載） ○富岡市議会との交流（7/5） ○諏訪地方議員交流会 下諏訪町 中止（8/10） ○長野県市議会議長会総会（1/25）安曇野市 ○北信越市議会議長会総会（4/21）金沢市 ○全国市議会議長会総会（5/25）東京都	平均 3.4 (2.8) 最高 5 (4) 最低 2 (2)	○近いようで御縁のなかった松本市との勉強会ができたことに感謝し、引き続き交流が持てればと考える。 ○コロナ禍でも、感染対策をしながら活動ができないことは評価する。 ○コロナの影響による中止や縮小開催は残念だが、富岡市議会との交流と実施できたことは良かった。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を観ながら開催した。 コロナ禍においてはしっかり、研修ができた。 ○富岡市議会との交流は、初めて富岡市を訪問した議員もいたので良かった。 ○交流及び連携の更なる充実の余地があった。 ○今後の対応：従来の諏訪圏域市町村や姉妹都市議会との交流の枠に捉われず、県内外の他市議会との交流、新たな連携の検討が必要。

			○次期議会へ条例改正を見据え、前文の「議決機関」⇒「議事機関」の文言変更を引継ぎ事項にした。議事機関にすることで、専門的知見を積極的に活用する機会が増えることも文言変更の理由と考えている。
(委員会) 第19条 委員会は、その特性を活かした委員会運営に努めなければならない。 2 委員会は、審査に当たって、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会が実施した行政視察については、議会において報告会を開催するとともに、その内容を公表するものとする。	○常任委員会行政視察 ・6/27～29 日間で実施 - 総務委員会：村上市、新発田市、新潟市、長岡市 - 社会委員会：多治見市、堺市、玉野市、岡山市 - 産業建設委員会：多治見市、金沢市、白川村 ○常任委員会現地視察等 〈総務委員会〉 ・4/13 市内スポーツ施設（市内） ・5/30 松本観光コンベンション協会の取り組み（松本市） ・10/21 NP0 法人と連携した「中学校の部活支援」「効果的な学校体育施設の活用」（阿智村） ・10/25 安曇野市総合体育館（安曇野市） 〈社会委員会〉 ・5/9 和が家（市内） 〈産業建設委員会〉 ・5/18 木葉社（茅野市）、農村観光交流センター（松川町） ○決算特別委員会（企業）現地視察 ・9/26 ワクチン接種会場 ◎常任委員会各種団体との懇談、勉強会 〈総務委員会〉 ・9/9 やまびこクラブ 〈社会委員会〉 ・5/18 第一興商との意見交換会 ・10/3 社会福祉協議会との懇談会 〈産業建設委員会〉 ・1/12 WEB 意見交換会（やまとわ、木葉社、やすら樹） ・5/15 岡谷商工会議所との意見交換 ・2/7 政策提言報告（岡谷商工会議所） ◎議会改革勉強会（1/19）松本市議会 ◎委員会傍聴者への資料配布（陳情書写し） ○全員協議会にて行政視察報告会開催（10/28） ○議会ホームページにて委員会行政視察の内容公開	平均 4.0 (3.6) 最高 5 (5) 最低 3 (3)	○各常任委員会に置いてしっかりと調査研究、議案の審議が行われている。 ○行政施策ができ、政策提言書作成に反映できたことは評価する。 ○本年度は委員会行政視察を3年ぶりに行うことができた。 ○視察先のコロナによる制約は多少あったが、政策提言書の内容に関する研究も含め大変貴重な時間を持てた。また、市内現地視察に関しても工夫を凝らして開催できた。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を観ながらも政策提言に向けては、大変に参考となる視察や現地見学及び勉強会ができ、政策提言にも活かすことができた。 ○行政視察に行き、多くの自治体の活動を、直接見て聞いて岡谷市に活かせる施策を学んで政策提言に反映させた。 ○常任委員会の行政視察、現地視察等が出来て良かった。 ○常任委員会の視察について、3泊4日から2泊3日に改定した際に、費用6万円が適正なのか議論があったが、その後、検討が行われていない。交通費、宿泊代が6万円を超えて自己負担が生じた場合、公職選挙法の寄付行為にあたる恐れはないのか専門家の判断が必要と思う。 ○予算審査の委員長報告に一部間違いがあり、議会運営委員会に諮り訂正があったが、今後、複数による適正なチェック体制が必要と思う。 ○常任委員会ごとの政策提案に向けたテーマで候補地を選定し行政視察先に目的をもっていくことは、とても有意義であると思う。 ○政策提言テーマに関する調査研究ということで、コロナ禍での制約を工夫して運営できた。
(議員定数) 第20条 議会は、議員定数を変更する場合は、市政の状況及び社会情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。	○全国及び県内市議会の現状把握 ○議員定数を取り巻く状況の把握	平均 3.1 (3.2) 最高 5 (5)	○検討は必要。今後も市民の声を聞きながら議論を深めてかなければならないと考える。 ○議員定数は、地方議会においては、今後の人口減少を考えるのと早急に方向性を見つけていかなければならないテーマであるが、議員だけで判断していくには難しい面があり、先ずは、どの様に、議論を進めていくのかの検討が必要。 ○議員報酬に関する議論は、高齢化や働き方改革等の環境の変化や、若年層や女性議員が少ないこと等の課題を含めて、幅広

		最低 2 (2)	い年齢層を対象とした検討や議論が重要であり、どの様に進めていくのか、先ずは、それに向けた枠組みの検討が必要。 ○議員報酬も含め、客観的な根拠に基づいた議論が必要 ○現状把握はしっかりしている。 ○一定程度の検討はしたがその先の結論まで至らなかったの で、さらなる研究を進めていただきたい。 ○議論を深めることはできなかった。 ○今後の対応：議会としての見解を示すため、議論の必要性が ある。 ○毎年資料を作成し話し合いをおこなうことになった。資料は 根拠にできるもの。その資料とともに、議員それぞれが聞く市 民の声や情勢を元に話し合いがなされる。
(議員報酬) 第21条 議会は、議員報酬を改定する場合は、市政の現状及び社会経 済情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあっ たものにしていくものとする。	○全国及び県内市議会の現状把握 ○議員定数を取り巻く状況の把握	平均 3.1 (3.2) 最高 5 (5) 最低 2 (2)	○検討は必要。今後も市民の声を聞きながら議論を深めてかな ければならないと考える。(第20条同様、議論・検討は必要) ○議員報酬に関する議論は、高齢化や働き方改革等の環境の変 化や、若年層や女性議員が少ないこと等の課題を含めて、幅広 い年齢層を対象とした検討や議論が重要であり、どの様に進め ていくのか、先ずは、それに向けた枠組みの検討が必要。 ○議員報酬も含め、客観的な根拠に基づいた議論が必要 ○報酬は妥当と思う。子育て世帯の議員にとっては厳しい。 ○一定程度の検討はしたがその先の結論まで至らなかったの で、さらなる研究を進めていただきたい。 ○議論を深めることはできなかった。(第20条と同。) ○今後の対応：議員報酬等の特例に関する条例減額条例につい ては、継続的に検討する必要があると思う。
(政務活動費) 第22条 議員は、政務活動費が市政課題及び市民意見を把握し市政に 反映させる活動等のため交付されるものであることを認識し、岡谷市 議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年岡谷市条例第13号) の規定により、適正に執行しなければならない。 2 議長は、政務活動費の使途について、収支報告書を積極的に公表し なければならない。	◎政務活動費の収支報告書にあわせ、政務活動費内訳書を議会ホームペ ージにて公開(7月) ◎会派活動内容の公開(H29年度分より)	平均 3.6 (3.8) 最高 5 (5) 最低 3 (3)	○有効かつ適正に使用している。 ○検討は必要。今後も市民の声を聞きながら議論を深めてかな ければならないと考える。(第20条、21条同様) ○政務活動費は、会派の活動、視察や研修等に効果的に活用さ れており、その内訳に関しても正しく報告して公表している。 ○政務活動費は、会派の視察や会派チラシの作成等、タイムリ ーな活動や取り組みに適正に執行されている。 ○予算化した政務活動費を事業計画とともに効果できに活用す ることができた。返金があった会派もあったようで残念。 ○※ホームページ確認済 ○適切に活用されている。 ○議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、適正に執行し、 使途については公表した。

(議会改革検討委員会) 第 2 3 条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを推進するため、議会改革検討委員会を設置するものとする。 2 議会改革検討委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。	◎議会改革検討委員会の開催 (6 回) (5/24、7/8、8/26、11/1、2/10、3/29) ◎議会改革勉強会 (1/19) 松本市議会 ◎議員申告による議会改革検討事項 (検討すべき議会改革の優先事項) 【重点項目】 ・常任委員会による政策提案・提言の取り組み及び検証 ・議会広報広聴委員会が中心となって進める「一般質問掲載の市議会だよりの発行及び議会報告会 ・ I C T 推進部会の活動 【その他項目】 一般質問、選挙公営費の予算化、ICT の活用、見える化の促進、行政チャンネルの本会議放映等、議会広域連携・ 6 市町村議員親睦会、非常時議会運営、会派代表者質問、議員定数・報酬・政務活動費、子育て世代の状況把握、休日夜間議会、音声認識ソフトの導入、議会人事、委員会の専門性、議会費 ほか ○ I C T 推進部会 (4/15、4/27、7/11、8/18、12/22、2/10) <議員研修> ・ 10/24 オンライン勉強会 (W e b e x、サイボウズ) ・ 11/11 自治体 DX 勉強会	平均 3.8 (3.9) 最高 5 (5) 最低 2 (3)	○過去最高に検討を進めてきたと考える。引き続き議会機能の充実のため重要な委員会であると考ええる。 ○本年度も重点事項・優先事項に基づき検討して一定の結論や方向性は出されたが、未だ未解決項目、未着手項目は山積であり今後も議論を深めていくことが必要。 ○ 議会見える化・効率化促進のための I C T 活用や S N S 導入をある程度進められた。引き続き一般質問、選挙公営費の予算化、など来年度以降に議論を深めてほしい。 ○議会改革検討委員会は、都度、開催されて様々な項目に関して、優先順位をつけて検討や討議されたが、結論にまで至っていない項目も多く、今後、結論に至るまでのプロセスを検討して、より効率且つ迅速に結論あるいは一定の方向性を出せる様な仕組みづくりが必要なのではないかと思う。(4 年の任期という時間的な制約がある) ○今後、ソーシャルメディアによる情報発信を積極的に活用すると共に、市民側との双方向の情報交換、またはやり取りができる仕組みの構築が望まれる。 ○議会改革は、検討できないまま終わったテーマがありました。何故、4 年の任期中に通りの検討が出来なかったのか検証が必要と思う。 ○議会改革の進め方は、全議員で検討する他、テーマや進行状況によっては部会を設置し検討した方が成果が上がるのではないかと思う。また、個人意見の取り扱いについて、一定のルールまたは全体での確認が必要だと思う。 ○ I C T 推進部会の活動は内容、成果があって良かった。 ○議員や議会事務局が活用するグループウェアの試用と検証とを経てグループウェア活用の道筋をつけることができたが、今後は、当初の目的であるタブレット活用による議会のデジタル化を市側との調整を含めて推進していくことが次のテーマとなる。 ○個々の考えが課題抽出されていることがあり、議論が必要なテーマの抽出方法に課題がある。 ○合意形成のプロセスで会派を中心に意見を集約したが、まとめられない会派があり課題が残った。 ○議会としての情報発信手段の多様化と、発信内容の検討が必要 ○活発に開催し、各分野の課題を追及している。 ○委員会運営もオンラインを取り入れている。 ○デジタル化にむけての具体的な動きが進んでいる。 ○議員 1 8 名の総意である以上、結論に至るまで時間がかかることはしょうがないと思うことから、今後も慎重な議論を繰り返す
--	---	---	---

			返し18名の合意形成に努めていただきたい。 ○適宜議会改革検討委員会を開催して議論したが、一般質問については、議会としての合意形成ができなかった。 ○政策提言に向けた取組みを継続、定着化した。 ○ICT推進部会の精力的な取組みにより、議会内のICT化へ一歩踏み出せた点を評価する。 ○今後の対応：基本条例目的達成状況検証結果（課題）を明確化し、次年度の改革項目の検証につなげる必要がある。 ○オンラインで委員会が開催できるようになったことは一歩前進である。今後は市側とより連携してICTを進めていかなければならない。
（議会事務局） 第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動を補助するため、議会事務局の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	○県市議会事務局協議会局長会（7/1、1/6） ○県市議会事務局協議会議会書記研修会（8/8）Webによる ○諏訪ブロック3市議会事務局職員研修会（1/13） ○全国市議会事務局職員研修会 中止 ○関係書籍の購入	平均 3.8 (3.8) 最高 5 (5) 最低 3 (3)	○大変に感謝している。引き続きよろしくをお願いしたい。 ○議会運営を円滑にするための配慮には感謝している。 ○円滑な議会運営のためのサポート・連携に尽力している。 ○ICTやSNS等の活用のリテラシー向上に努めていただき、DXやデジタル端末の導入の際には議員を引っ張っていく立場であってほしい。 ○議会事務局は、議会運営及び議員活動のサポートに関しては良好に行われているが、議会の慣例的なことや議会運営に関しては、議会事務局内で多少不明確なところや手違い等があり、今後、議会事務局の議会運営における専門性の確保が課題。 ○必要があれば、研修会等の内容を回覧して欲しい ○購入書籍を回覧して欲しい ○議会事務局は年中、フルに動いている。 ○専属のカメラマンがいればと思う。 ○紙とサイボウズの2本立てで負担が多いのではと思う。 ○議会事務局の充実強化は議会全体の活性化につながる。2元代表制の観点から、地方自治に精通した職員の育成・確保が必要と思う。 ○議会運営のきめ細やかなサポートを評価する。 ○今後の対応：議員単独での調査の限界をサポートする動きをお願いしたい。
（最高規範性） 第25条 この条例は、本市議会における最高規範であり、議会に関する他条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員に対し、改選ごと速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	○議会基本条例（第2条、第3条）の会派室への掲示	平均 3.6 (3.6) 最高 5 (5)	○本条例が本議会の最高規範であるのならば、真摯に受け止め議会活動をしていく必要があると思う。 ○特になし。 ○各議員が常に自覚しているのか？疑問の面がある。(私を含めて) ○進み方しだい。 ○次期議会で、条例改正を。

		最低 3 (2)	
(目的達成状況の検証等) 第26条 議会は、この条例の目的達成状況について、毎年検証しなければならない。 2 前項の検証は、議会改革検討委員会において行い、その内容を公表するものとする。	○R4年度取り組み状況の検証予定 ○R4年度目的達成状況検証結果の公表（議会ホームページ）予定	平均 3.6 (3.8) 最高 5 (5) 最低 3 (3)	○常に議会改革が進められており議会機能の充実が図られていると考える。 ○今後も積極的に検証を重ねていくべき ○積極的な検証を行い、議会活動に生かしていく ○公表結果に対し、市民の評価・意見を誰がどう評価するのかの検討が必要 ○各議員が検証した結果について、改善すべき事項があれば、それについて丁寧な議論するステージが必要と感じている。 ○確実に検証は実施した。 ○今後の対応：達成状況の検証結果で、評価の低い項目について課題を明確にして進めるといったCAPD（PDCA）のサイクルを回していく必要がある。
(条例等の見直し) 第27条 議会は、前条の検証に基づいて、この条例を含む議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認める場合は必要な措置を講ずるものとする。	○課題の整理を行った	検証外項目	